

診療情報提供のご案内

国家公務員共済組合連合会 三宿病院

はじめに

一般的には「カルテ開示」といわれますが、提供(開示)される診療情報には、入院カルテ、外来カルテのほかに、レントゲンや内視鏡などの画像情報や、血液検査、病理検査等各種の検査結果など多彩な情報が含まれるため、三宿病院ではより正確に内容をお伝えする為に、単に「カルテ開示」ではなく、「診療情報提供」と表現することとしています。

原則として全面的に情報提供します

三宿病院では、患者様からのご希望に応じて、下記の場合を除き診療情報を提供いたします。情報の提供にはプライバシーの保護が最優先されますので、開示を求めることができる人は、①当院で診療を受けられた患者様ご本人、②制限行為能力者の代理人、③実質的に患者様をお世話している親族又はこれに準ずる方に限ります。なお、②③の場合は、患者様が15歳以上で、合理的判断ができない場合を除き、当該患者様の同意を必要としますのでご留意ください。

—提供をお断りする場合—

- ・ 治療効果への悪影響が予想されるとき
- ・ 第三者から得た情報(他院からの紹介等)で、当該第三者の了解を得られないとき
- ・ 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき
- ・ 未成年者の法定代理人による提供の申し出が、当該未成年者の利益に反すると認められるとき
- ・ 訴訟遂行の為の申し出

提供される情報内容

患者様のご希望に応じて提供(開示)される診療情報は、以下のとおりです。

- 入院カルテ、外来カルテ(医師診療記録、看護記録を含む)
- 画像情報(レントゲン、内視鏡、MRI、CT、超音波など)
- 血液検査、病理検査、生理学的検査など諸検査結果
- 医師による診療経過・詳細についての個別面談による説明

注1;情報のコピーを希望される場合には実費をいただきます。

注2;医師による面談説明を求める場合には、時間あたりの費用をご請求いたします。

情報提供に対するご意見

三宿病院では、患者様からのご希望に応じて診療情報を全面的に提供いたします。原則として診療に関わることで提供できない情報はありません。

提供される情報の中には、患者様が知りたくない情報(血液型、遺伝情報、感染症情報、未告知の疾病・癌などの悪性疾患名と進行度、予後など)が含まれているかもしれません、図らずも知りたくない情報内容を認知することになるかもしれない可能性について、十分ご理解の上で情報提供のご同意を願います。

情報提供の手順

- 相談窓口である医事課(1階正面玄関横)に申請用紙が用意しておりますので、情報提供の請求をしてください。
 - 申請者は患者様ご本人または法定代理人及び実質的に患者様のお世話をしている親族又はこれに準ずる方に限ります。ご本人である場合は証明できる公的証明書(保険証、運転免許証、住民票など)をご持参ください。法定代理人の場合はそれを証明できるものをご持参ください。それ以外の場合は、患者様本人または直系親族からの委任状をご持参ください。
 - 申請書の提出後は、請求が正規なものであることが確認され、必要な診療情報が準備でき次第、病院から申請者ご本人あてに、情報提供の日時をご連絡いたします。医師による診療経過・詳細についての個別面談による説明を希望されている場合は、日程を調整いたします。
 - 原則として、申請から情報提供まで14日以内としますが、やむを得ない理由により決定することができない場合は30日以内とさせていただきます。
-
-

その他

料金（税込）

- 基本料金 5,500円（1件あたり）
- 面談費 11,000円（最初の1時間）
1時間以上の場合30分ごとに11,000円
- 複写

・文書	1枚	22円
-----	----	-----

※当院の規定サイズによる（※縮小、圧縮しての枚数軽減はできません）

・CD	1枚	3,300円
-----	----	--------

※画像情報を入るだけ入れることが可能です。